

○桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱

平成21年7月1日

教委要綱第2号

改正 平成22年12月1日教委要綱第2号

平成24年5月21日教委要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、桂川町立小・中学校（以下「町立学校」という。）及び福岡県立中学校・中等教育学校前期課程（以下「県立中学校等」という。）に就学する児童又は生徒（以下「児童・生徒」という。）のうち、経済的理由によつて就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助費の対象者)

第2条 援助費の対象者は、児童・生徒の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とし、第1号に該当するものを要保護者、第2号に該当する者を準要保護者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準じる程度に困窮していると認められる者及び当該年度において法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、桂川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が援助の必要を認めた者

(交付の申請)

第3条 就学援助を受けようとする者は、就学援助費認定申請書に源泉徴収票等世帯全員の所得金額がわかるもの及び住民票謄本を添付の上、教育委員会に提出するものとする。

(援助の決定)

第4条 前条の規定による申請があつたときは、関係部署に照会のうえその内容を審査し、援助の決定を行う。

(認定基準)

第5条 第2条第1項第2号に定める者の就学援助費認定に伴う基準額は、法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯全員の所得

合計額の1.5倍以下とする。

(援助費の費目及び額)

第6条 就学援助の費目及びその額は別表のとおりとする。ただし、新入学児童生徒学用品費等の交付は、当該年の4月までに申請があつた者を対象とし、要保護児童・生徒に対する交付は、修学旅行費及び校外活動費とする。

2 援助の交付期間は、町長が定めた期間から当該在学年の末日までとし、年度途中の申請については、申請の翌月からの交付とする。

3 援助費の交付は、年3回（毎学期ごと）とする。

4 援助費は保護者の同意を得て、児童・生徒の就学する学校の校長を経て交付する。

5 学校長は、援助費に関する出納書類を整備しておかなければならない。

(援助の廃止)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、援助を廃止する。

(1) 第2条に規定する要件を欠いたとき

(2) 県立中学校等を除く、町立学校以外の学校に転校したとき

(3) 援助の廃止を申し出たとき

(4) 偽りその他不正な手段により援助を受けたとき

2 前項の規定による援助の廃止をしたときは、速やかに保護者に対し、その旨を通知するものとする。

第8条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年教委要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年教委要綱第24号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

費目	対象	交付額
学用品費・通学用品費	小学校1年	年間 11,100円
	小学校2～6年	年間 13,270円
	中学校1年	年間 21,600円
	中学校2・3年	年間 23,760円
校外活動費	実施学年（年1回）	援助対象実費

新入学児童生徒学用品費等	小学校1年	入学時 19,900円
	中学校1年	入学時 22,800円
給食費	全学年	援助対象実費
修学旅行費	小学校6年、中学校2年	援助対象実費